(2)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	829単位
ii　要介護２	874単位
iii　要介護３	936単位
iv　要介護４	989単位
v　要介護５	1,040単位

b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	871単位
ii　要介護２	945単位
iii　要介護３	1,007単位
iv　要介護４	1,063単位
v　要介護５	1,118単位

c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i　要介護１	829単位
ii　要介護２	874単位
iii　要介護３	936単位
iv　要介護４	989単位
v　要介護５	1,040単位

d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i　要介護１	871単位
ii　要介護２	945単位
iii　要介護３	1,007単位
iv　要介護４	1,063単位
v　要介護５	1,118単位

(二)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,021単位
iii　要介護３	1,134単位
iv　要介護４	1,210単位
v　要介護５	1,284単位

b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,021単位
iii　要介護３	1,203単位
iv　要介護４	1,277単位
v　要介護５	1,352単位

c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,021単位
iii　要介護３	1,134単位
iv　要介護４	1,210単位
v　要介護５	1,284単位

d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,021単位
iii　要介護３	1,203単位
iv　要介護４	1,277単位
v　要介護５	1,352単位

(三)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,015単位
iii　要介護３	1,108単位
iv　要介護４	1,183単位
v　要介護５	1,257単位

b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,015単位
iii　要介護３	1,176単位
iv　要介護４	1,251単位
v　要介護５	1,326単位

c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,015単位
iii　要介護３	1,108単位
iv　要介護４	1,183単位
v　要介護５	1,257単位

d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i　要介護１	940単位
ii　要介護２	1,015単位
iii　要介護３	1,176単位
iv　要介護４	1,251単位
v　要介護５	1,326単位

(3)　特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)　３時間以上４時間未満	654単位
(二)　４時間以上６時間未満	905単位
(三)　６時間以上８時間未満	1,257単位

注１　(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。